

名張市名誉市民条例及び名張市表彰条例の一部改正について

1. 趣旨

社会的な儀礼、慣習等の変化に伴い、名張市名誉市民等の顕彰等の方法について、見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

2. 改正内容

(1) 名張市名誉市民条例について、次のように改正します。

名誉市民の顕彰方法について、名誉市民章を廃止し、名誉市民証のみを贈呈することに変更します。また、功労金及び記念品の贈与に係る規定を削除します。あわせて、その他の用語等の規定を整理します。

(2) 名張市表彰条例について、次のように改正します。

特別功労者及び功労者の顕彰方法について、特別功労記章及び功労記章を廃止し、特別功労証及び功労証のみを贈呈することに変更します。また、表彰における感謝状及び金品の贈呈に係る規定及び罹災時における見舞金の贈呈に係る規定を削除します。あわせて、その他の用語等の規定を整理します。

3. 施行期日

公布の日から施行します。